

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 出納員及び区出納員の事務の委任の一部改正【会計室】

2

◇ 公 告

- 認可地縁団体からの所有不動産の所有権移転登記等に係る公告【総務
市民局地域・人づくり部地域振興課】
- 開発行為に関する工事の完了【都市戦略局計画部開発指導課】
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【総務市民局総務部総務課】

3

5

6

北九州市告示第 2 8 7 号

出納員及び区出納員の事務の委任（令和 7 年北九州市告示第 2 6 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

本庁の総務市民局市民部区政推進課の戸籍住民係の項中「北九州市マイナンバーカードサテライトコーナー」を「小倉マイナンバーカード特設コーナー及び八幡マイナンバーカード特設コーナー」に改める。

付 則

この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

北九州市公告第 4 4 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定により、認可地縁団体から、所有不動産の所有権移転登記等に係る公告の申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。当該不動産の所有権移転登記等について異議がある当該不動産の登記関係者等は、次に定めるところにより、北九州市長に対して異議を述べなければならない。

令和 7 年 6 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称 長尾新町町内会

(2) 区域 北九州市小倉南区長尾二丁目 1 番 1 6 号から 1 2 番 2 2 号まで、長尾四丁目 2 番 1 号から 2 0 番 1 0 号まで及び高野二丁目 1 2 番 1 号

(3) 主たる事務所 北九州市小倉南区長尾四丁目 1 7 番 8 号

2 申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

(1) 建物

名称	延床面積	所在地
集会所	7 2 . 0 4 平方メートル	所在：北九州市小倉南区長尾四丁目 2 5 9 4 番地 8、2 5 9 7 番地 1 6 家屋番号：2 5 9 4 番 8

(2) (1) の建物の表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
屋久良将	北九州市小倉南区大字長行 3 2 8 番地の 2 7
梶 計夫	北九州市小倉南区大字長行 3 2 6 番地の 8
石井五記	北九州市小倉南区大字長行 3 2 2 番地の 1 6

(3) 土地

種類	面積	所在地
宅地	8 1 . 0 5 平方メートル	北九州市小倉南区長尾四丁目 2 5 9 4 番 8
宅地	1 0 0 . 8 0 平方メートル	北九州市小倉南区長尾四丁目 2 5 9 7 番 1 6

(4) (3) の土地の表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
屋久良将	北九州市小倉南区大字長行 3 2 8 番地の 2 7

梶 計夫	北九州市小倉南区大字長行 3 2 6 番地の 8
石井五記	北九州市小倉南区大字長行 3 2 2 番地の 1 6

3 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べる
ことができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの
相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べる ことができる期間及び方法

(1) 期間 令和 7 年 6 月 2 4 日から同年 9 月 2 4 日まで（日曜日、土曜
日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する
休日を除く。）

(2) 方法 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（地方自治法施行
規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）別記申出書様式）に必要事項を記載
し、申請不動産の登記事項証明書、住民票の写し及び所有権を有すること
を疎明するに足りる資料を添えて、持参又は郵送（令和 7 年 9 月 2 4 日ま
でに必着のこと。）により下記へ提出すること。

(3) 提出先及び本件に係る問合せ先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市総務市民局地域・人づくり部地域振興課

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 1 1 1

北九州市公告第 4 4 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市若松区向洋町 1 番 1 から 1 番 9 まで、2 番 5 から 2 番 1 5 まで、1 5 番 5 のうち、1 6 番 2 のうち、1 6 番 3、1 6 番 4 及び 1 6 番 6 から 1 6 番 1 0 まで	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 日本製鉄株式会社 代表取締役 今井 正
北九州市八幡西区野面二丁目 4 8 番 1、4 8 番 3 から 4 8 番 2 3 まで、4 9 番 1 2 から 4 9 番 1 8 まで、2 4 0 6 番 2 のうち、2 4 0 7 番 2、2 4 0 8 番 2、2 4 0 9 番 2 から 2 4 0 9 番 3 4 まで、2 4 0 9 番 3 7 から 2 4 0 9 番 4 2 まで、2 4 1 0 番 2、2 4 1 1 番 1、2 4 1 1 番 2、2 4 1 1 番 4 から 2 4 1 1 番 2 3 まで、2 4 1 2 番 2、2 4 1 2 番 4、2 4 1 3 番 2、2 4 1 3 番 4、2 4 1 3 番 5、2 4 1 4 番 1 のうち、2 4 1 6 番 2、2 4 1 6 番 4 から 2 4 1 6 番 6 まで、2 4 1 7 番 2、2 4 1 7 番 4、2 4 1 7 番 5、2 4 1 8 番 2、2 4 1 8 番 5、2 4 1 8 番 6、2 4 1 9 番 1 から 2 4 1 9 番 3 4 まで、2 4 2 0 番 2 から 2 4 2 0 番 8 まで、2 4 2 1 番 1、2 4 2 1 番 3 から 2 4 2 1 番 6 まで、2 4 2 3 番 1、2 4 2 3 番 3 から 2 4 2 3 番 9 まで、2 4 2 5 番 1、2 4 2 5 番 5 から 2 4 2 5 番 1 4 まで、2 4 2 6 番 1、2 4 2 6 番 5、2 4 2 6 番 6 及び無番のうち	北九州市小倉北区明和町 9 番 1 号 株式会社海王 代表取締役 竹下晃平

北九州市公告第 4 4 2 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

（１） 特定役務の名称及び数量

北九州市本庁舎都市ガス供給 一式

（２） 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

（３） 履行期間 令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 9 月 1 日まで

（４） 履行場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市役所本庁舎

（５） 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（１） 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２） 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（３） 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

（４） ガス事業法（昭和 2 9 年法律第 5 1 号）第 3 条の規定により、ガス小売事業の登録を受けている者であること。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 0 9 3 -

５８２－２５４５）に本入札に参加を希望する旨を伝えた上で、令和７年７月１７日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

４ 入札手続等

（１） 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市総務市民局総務部総務課

イ 期間 この公告の日から令和７年８月４日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の毎日午前９時から午前１１時３０分まで及び午後１時から午後４時３０分まで並びに同月５日の午前９時から午前１１時３０分まで及び午後１時から午後２時まで

（２） 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

（３） 入札説明会 入札説明会を行わないものとする。

（４） 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この公告の日から令和７年７月１６日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時から午前１１時３０分まで及び午後１時から午後５時までに競争参加の申出書を第１号アの場所に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第１号アの場所に書留郵便により、令和７年７月１６日午後５時までに必着のこと。

（５） 郵送による場合の入札書の提出期限 第１号アの場所に書留郵便により、令和７年８月４日午後５時までに必着のこと。

（６） 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市役所本庁舎地下２階第５入札室

イ 日時 令和７年８月５日午後２時

５ その他

（１） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

（２） 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の１００分の５以上。ただし、契約規則第５条

第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の 100 分の 5 以上。ただし、契約規則第 25 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第 13 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市総務市民局総務部総務課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

電話 093-582-2013

6 Summary

(1) The contract item up for tender:

Supply of Gas to Kitakyushu City Hall

(2) Deadline of Tender (by hand)

2:00p.m. August 5, 2025

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m. August 4, 2025

(4) For further information, please contact:

General Affairs Division, General Affairs Department,

General and Civic Affairs Bureau, City of Kitakyushu

1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city 803-8501 Japan TEL 093-582-2013